

# たましん家族信託専用口座



2022年4月1日現在

商 品 名	たましん家族信託専用口座	たましん家族信託専用口座（無利息型）
預 金 種 類	普通預金（有利息型）	普通預金（無利息型）
販 売 対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、委託者及び受託者が当金庫営業エリアに居住する個人の方</li> <li>・委託者の推定相続人全員の意思を持って、家族信託契約を締結できる方</li> <li>・信託契約は、自益信託（委託者と受益者が同一人）とし、信託契約書は、専門家（弁護士、司法書士等）により作成されたものに限り、最終的に公正証書とした契約書を提出できる方</li> </ul>	
期 間	期間の定めはございません。	
預 入	預入方法	随時預入
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払 戻 方 法	随時払戻しいたします。	
利 息	適用利率	変動金利（毎日の普通預金の利率を適用します。）
	利払方法	毎年3月と9月の当金庫所定の日に利払いします。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税 金	2037年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優のご利用はできません。）	税金はかかりません。
手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設手数料55,000円（消費税込）（口座開設時に必要となります。）</li> <li>・信託契約書変更手数料33,000円（消費税込）信託契約書内容の変更（受託者または受益者を変更もしくは交代する場合等）</li> <li>・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、「キャッシュカード規定」に定める手数料をいただくことがあります。（詳しくは「ATM取扱一覧」をご覧ください。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設手数料55,000円（消費税込）（口座開設時に必要となります。）</li> <li>・信託契約書変更手数料33,000円（消費税込）信託契約書内容の変更（受託者または受益者を変更もしくは交代する場合等）</li> <li>・たましん家族信託専用口座（有利息型）から切替の場合、変更手数料として1,100円（消費税込）をお支払いいただきます。</li> <li>・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、「キャッシュカード規定」に定める手数料をいただくことがあります。（詳しくは「ATM取扱一覧」をご覧ください。）</li> </ul>
利 率 情 報 の 入 手 方 法	利率は普通預金利率に準じ、店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。	—
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス・リスク統括室 お客さま相談センター（9時～17時、電話：0120-456-763）にお申し出ください。	

<p><b>紛争解決措置</b></p>	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス・リスク統括室 お客さま相談センターまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>	
<p><b>その他参考となる事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共料金等の自動支払いができます。</li> <li>・総合口座のお取扱いはできません。</li> <li>・インターネットバンキングはご利用できません。</li> <li>・キャッシュカードの代理人カードについては発行できません。</li> <li>・口座開設にあたっては、当金庫の所定の審査があり、結果によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たましん家族信託専用口座（無利息型）は、預金保険制度により全額保護の対象となる「決済用預金」に該当します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（受託者ご本人さま名義で当金庫に保有する預金と併せて、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。）</li> </ul>	